ふるびら経営促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この訓令は、新型コロナウイルスの影響により影響を受けている町内事業者の経営促進を図るため、町内事業者に対しふるびら経営促進事業補助金（以下「当該補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この訓令における町内事業者とは、令和３年４月１日現在で古平町内に主たる事務所もしくは事業所を有して経営を行っている中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「法」という。）第２条に規定する中小企業者、小規模企業者又は個人事業主のことをいう。

　（交付対象者）

第３条　当該補助金の交付対象者は前条に掲げる町内事業者とする。

　（補助対象経費）

第４条　当該補助金の補助対象経費は、令和３年４月１日から令和３年１２月３１日までに支出した次の各号の合計額とする。

　(１)　町内事業者が事業を行うために発生した経常的経費

　(２)　新型コロナウイルス感染症対策の強化に関連する事業に要した経費

　（補助金額）

第５条　当該補助金の補助金額は次のとおりとする。

　(１)　法人　　上限５万円

　(２)　個人事業主　　上限３万円

（交付申請書兼請求書の提出）

第６条　補助金の交付を受けようとする町内事業者は、ふるびら経営促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出するものとする。

　(１)　領収書等（宛名が法人名又は個人事業主と分かるもの。口座振替等の場合は、

該当箇所の通帳の写し等。）

　(２)　振込先口座が確認できる書類

　(３)　本人確認が出来る書類

　(４)　宣誓書（様式第２号）

　(５)　前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

　（交付申請の期間）

第７条　交付申請の期間は令和３年１０月４日から令和４年１月３１日までとする。

　（交付の決定等）

第８条　町長は、第６条に規定する書類等を審査し、交付の決定をしたときは、ふるびら経営促進事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、不交付の決定をしたときはふるびら経営促進事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

　（補助金の交付）

第９条　町長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに様式第１号に記載された口座へ補助金を振り込まなければならない。

　（補助金の返還）

第１０条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが認められた場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の場合において、町長は補助金の返還を命ずるべきものに対し、古平町補助金等交付規則第１９条の規定により違約加算金及び違約延滞金を請求することができるものとする。

　（その他）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

１　この訓令は、公布の日から施行し、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。